

◎ 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案新旧対照表  
 ○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）          備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）          備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		
法律	事務	法律	事務
〔略〕	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕
<p>国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律（令和三年法律第号）</p>	<p>第四条第十一项（同条第十三项において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務及び第二十四条第二项において準用する土地収用法第八十一条第三项の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>		

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一の二 〔略〕</p> <p>四十二 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律（令和三年法律第 号）に基づく国家安全保障（同法第一条に規定するものをいう。）上重要な土地等（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の取引等（同条第二項に規定するものをいう。）の規制等に関すること。</p> <p>四十三 六十二 〔略〕</p>	<p>（所掌事務）            第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十一の二 〔略〕</p> <p>四十二 削除</p> <p>四十三 六十二 〔略〕</p>